

豊島区児童相談所一時保護所の第三者評価結果について

1 目的

児童福祉法では「都道府県知事は児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と定められている(法第12条の第7項)。

これを具現化するため「一時保護ガイドライン」(2023年)では、「一時保護施設の外部評価は3か年度毎に一回以上、受審することが望ましい」とされている。今回の一時保護所の第三者評価受審は、以上の経緯を受けて実施するものである。

2 第三者評価の実施方法

(1) 日時

令和6年11月22日

(2) 実施機関

株式会社ケアシステムズ

(3) 評価方法

現場視察による一時保護児童への聞き取り及びアンケート調査

3 調査対象

一時保護所の児童総数12名(11/22在籍数)を対象とした聞き取りとアンケート調査を実施し、8名より回答を得た。回答者の年齢は、6歳～12歳未満が3名、12歳以上が5名であった。

4 評価視点

以下6つの視点による評価を行った

- (1) 「子どもの一時保護所での満足度が高いか」
- (2) 「子どもの権利保障ができているか」
- (3) 「環境整備及び関係機関との連携は適切か」
- (4) 「一時保護所の運営は適切に行われているか」
- (5) 「子どもへのケア・アセスメントが適切に行われているか」
- (6) 「一時保護の開始及び解除手続きは適切に行われているか」

5 評価結果（一部抜粋）

（１）「子どもの一時保護所での満足度が高いか」

◎高く評価された点

- ・ 総合的な満足度に関する調査の結果は、対象者の 75.0%が「よい」または「ややよい」と回答し、「どちらともいえない」が 25.0%であり、高い満足度が得られている。
- ・ 設問別に見ると「けがや体調不良時の対応」、「子ども同士の関係がうまくいくような対応」、「不満や要望についての対応」については、全員が「はい」と回答する、大変高い満足度が得られている。

△さらなる改善が求められる点

- ・ 「食べたことがないものや嫌いなものが美味しく食べられるようになったか」では、「いいえ」が 25.0%であり、さらに高い満足が望まれる結果となった。

（２）「子どもの権利保障ができているか」

◎高く評価された点

- ・ 月 2 回「子ども会議」を開催しており、子どもからの意見の表出に努めている。「意見箱」も配置し、子どもが自由に意見を伝えられる環境を整えている。
- ・ 学校の出席日数への配慮や進学の実験を受けることが必要なときは会議室で試験を実施するなど、学校と連携した柔軟な対応を行っている。
- ・ 通学が必要な児童については里親等を含めた一時保護委託を検討し、難しい場合には一時保護所での対応を検討している。
- ・ 外出する様々な機会を設け、職員も一緒に外出し、子どもの安全を担保できるようにしている。
- ・ 子どもが居る場所には必ず職員が同席しているため、子ども同士の権利侵害なども起きにくい環境であり、起きた場合にもすぐその場で職員が対応できるようになっている。
- ・ 幼児を除き個室対応であり、プライバシーや学習環境などが確保されている。
- ・ 外部の第三者である意見表明支援員による相談やワークショップがあり、子どもの権利擁護につなげている。

△さらなる改善が求められる点

- ・ ユニットは全室個室対応となっているが、LGBT 対応の居室や「誰でもトイレ」のような設備がない。

(3)「環境整備及び関係機関との連携は適切か」

◎高く評価された点

- ・ 各ユニットにトイレやお風呂を配置し、全体で使用する広いリビング、学習室、食堂、体育館なども併設されている。
- ・ 天井を高くしたり、吹き抜けなどの工夫により閉塞感を感じないように木を多用して落ち着いた明るい印象がある仕様となっている。
- ・ リビングのガラス張りの全面にはテラスが広がり、夏は水遊びや夏野菜の栽培、ゴーヤのカーテンづくり、また夕方などは食後に子どもたちと職員が腰かけて楽しそうに談話する姿も多々確認できる。
- ・ 嘱託医と連携が図られ、心理面のケアが必要な場合、専門医を紹介し通院している。
- ・ 相談部門も含めて所轄警察署との情報共有により良好な関係を保ち、緊急事態には迅速に対応できるようにしている。施設や里親とは、児童福祉司との連携により、家庭復帰、施設入所の際には状況に応じた児童支援や助言を行っている。

△さらなる改善が求められる点

- ・ 各ユニットのトイレや浴室は、バリアフリー対応にはなっていない。車イスの場合は、建物内の別の場所に移動しなければならないなどの不便がある。

(4)「一時保護所の運営は適切に行われているか」

◎高く評価された点

- ・ 一時保護所に移送された際には、基本2名の職員で対応し、安全かつ子どもの負担が少しでも軽くなるように配慮した受け入れを行っている。
- ・ 栄養士の正規職員を配置しており、子ども個々の好みや身体状況に則した食事提供をしている。
- ・ 学習機会確保・学校復帰を意識し、学習室で時間割に沿った集団授業を行っている。ニーズに応じ、保護所や保護委託先から登校し、受験に備える子どももいる。
- ・ 自傷・他害のある子どもには、職員間で見守りを欠かさず、刃物、尖った物などの物品管理に注力している。何がトリガーとなっているか等を個別ケース会議で話し合っている。
- ・ 感染症対策としては、感染症対応マニュアルや感染症予防に基づく入所受け入れ時のフローチャートを参考に、予防とともに発生時の対応を統一している。

△さらなる改善が求められる点

- ・ 様々な発達障害・触法・外国籍の子どもなども増え続けることも予想され、職員の心理的負担はさらに高まることが考えられる。職員のメンタルケアの充実も更に求めたい。

(5)「子どもへのケア・アセスメントが適切に行われているか」

◎高く評価された点

- ・ 個別支援プログラム（個別援助支援）の作成にあたっては、保護所全体で協議し、児童福祉司とも情報共有のうえ実施している。
- ・ 今まで生活していた生活環境から切り離され、不安や怒りなどを抱えている子どもの心身の状況を踏まえ、子どもに寄り添いながら受容的な関わりをする中で行動観察を行っている。
- ・ 1日に2回の職員の引き継ぎ時にその日の子どもの状況を職員間で共有し、対応について確認をしている。
- ・ 子どもの様子はその日の職員が書式に従ったP Cのファイルに入力しており、その記録は担当者のみならず、全ての職員や児童福祉司が閲覧することができる環境になっている。
- ・ 面談は定期的に行うのではなく、子どもの些細な変化に気付いた時に期を逃さず話をする機会を持つようにしており、必要な時に常時または適時行うことを大切にしている。

(6)「一時保護の開始及び解除手続きは適切に行われているか」

◎高く評価された点

- ・ 緊急保護でアレルギーの有無などがわからない場合に備え、アレルギー28品目除去食対応をしている。
- ・ 子どもが保護所で支給する衣服ではなく持参した私服の使用を求めるときは、外出の際に着用させるなど柔軟に対応している。
- ・ 衣服購入の際には男子・女子の好む洋服だけでなく、L G B T Qにも配慮したユニセックスの衣類も準備できるように心がけている。
- ・ 子どもが保護解除に至る前段階で、子どもから気持ちや意向を聴き取り、保護解除が決定するまでに、保護所内で解除になった際の練習なども行っている。また、担当の児童福祉司からも解除について本人に話をする機会を持っている。
- ・ 入所の際には所持物について、「所持物保管証」に記載し、時には写真に撮るなどして記録に残しており、保管の際には紛失などがないように管理を徹底している。保護解除の際には、「所持物保管証」に基づき、もれのないようダブルチェックを行い返還している。

6 評価結果の公表

3月1日より区ホームページで公表予定